

公募型指名競争入札の執行に係る入札参加資格等説明書

令和 7 年 6 月 25 日に公示した、次の案件について、公示文及び関係法令に定めるもののほか、当説明書によるものとする。

1. 公募型指名競争入札に付する事項

- (1) 公示日 令和 7 年 6 月 25 日（水）
- (2) 案件名称 令和 7 年国勢調査に係る労働者派遣事業（概算契約）

2. 入札参加の資格に関する事項

次に掲げる要件の全てに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められたものは、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募型指名競争入札参加申請書等の交付期限から入札日までの間のいずれの日においても大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成 7 年 4 月 1 日制定）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 23 年 9 月 1 日制定）に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿に業務委託用種目「大分類 13 その他代行 中分類 07 人材派遣 小分類 01 人材派遣」での入札参加資格を有している者であること。
- (5) 一般労働者派遣事業の許可を有している者であること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、若しくは ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 の認証を受けていること。
- (7) 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの 1 者しか参加できないものとする

なお、入札参加資格審査を経て入札指名後に次のいずれかの関係に該当することが判明した場合は、いずれの者も指名を取り消すものとする。

- ① 親会社と子会社（会社法第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定による親会社及び子会社。以下同じ）の関係にある場合。ただし、子会社が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下、更生会社という）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ③ 一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

3. 入札参加資格の審査に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、当該公示文に示す提出期間及び提出場所に以下の書類を持参して提出し、当局の入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申請書

イ 公募型指名競争入札に係る誓約書

ウ 誓約書

エ 一般労働者派遣事業許可証の写し

オ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていることを証する書類または ISO/IEC27001、JIS Q27001 の認証を受けていることを証する書類

- (2) 入札参加資格審査結果については、「指名通知書」・「非指名通知書」を通知することにより代えるものとする。

- (3) 「非指名通知書」の非指名理由説明については、非指名通知日から、7 月 17 日（木）午後 5 時まで（本市の休日及び午後 0 時 15 分～午後 1 時 00 分を除く）に書面を公示文に示す「6. 仕様書の内容に関する質問先」の担当へ持参して、提出し説明を求めることができる。

4. 入札に関する事項

入札に関する詳細については、「指名通知書」の通知時に交付する書類によるものとする。